02道協議会：事務連絡

令和２年８月20日

北海道日本型直接支払推進協議会

　会員市町村担当者　様

北海道日本型直接支払推進協議会

事務局長　雪　田　仁　司

「機械の安全使用に関する研修」について

本協議会の運営につきましては、日頃から格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、実践活動の際には、これまでも安全な活動に努められているところですが、全国的に草刈りや雑木伐採時の機械操作中での事故が多発していることから、本年度、国の実施要領（別記1-2「国が定める活動指針及び活動要件」）及び道の多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針（要綱基本方針）の一部改正により、活動要件に「機械の安全使用に関する研修について、５年間に１回以上実施する。」ことが追加されました。

つきましては、次のとおり研修内容や取り扱いについてご案内しますので関係活動組織への周知、指導いただけますようお願いします。

記

１　研修内容

* 共同活動で使用する機械又は使用頻度の高い機械（刈払い機、チェーンソー等）

　の使用方法の研修を実施する。

なお、重機運転・操作など、免許や専門の講習受講が義務づけられているものは、

　　　本研修の対象ではない。

* 資料の配付のみでは、研修を実施したことにはならない。

２　研修の実施例

* 総会等の場で刈払い機等の使用経験のある構成員が講師となって行う機械の使用

　方法の研修

* 道協議会等が主催する研修会に役員等が出席
* 機械の使用方法の解説DVD等を構成員で視聴　　などが想定されます。

３　留意事項

* 現在活動中の対象組織にあっては、当該活動期間中に１回以上、研修・講習等を

　開催する又はそれに参加することが必要

　４　その他

* 今後、道協議会主催の全道事例発表会などを通じて研修会を予定していることを

申し添えます。

* 本年度で活動期間が終了する組織にあっては、本年度中の実施が必要となります

が、既にご案内のとおり本年度の全道事例発表会は中止であることから、研修の対

応を道協議会で検討中ですので、別途、該当市町村・組織にご案内する予定とします。

北海道日本型直接支払推進協議会事務局

水土里ネット北海道 技術部地域支援課　佐藤

TEL 011-206-6209　FAX 011-200-5352

E-mail sato-hideya@htochiren.jp